

第 1 章 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

担当部署	対策の概要
■ 各部局 ■ 防災関係機関	☐ 災害復旧・復興の基本方向の決定 ☐ 災害復興計画に関すること

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

市は、被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、現状復旧を基本としつつ、中長期的課題についても解決を図りながら、復旧・復興の基本方向を定める。

災害復旧対策は、被災した施設等の原形復旧と合わせて再度災害の発生を阻止するため、必要な施設の新設又は改良を行い、将来の災害に備える対策を樹立し、社会秩序の安定及び経済活動の早期回復を図る。

第2 実施体制

被災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講じる。また、大規模な災害時における労働力、施行業者の不足資機材の払底等の事態を想定して十分検討しておく。

第3 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画、又は査定計画をすみやかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の樹立にあたっては関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、再度災害の防止を図る。

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努め、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧計画
- (8) その他災害復旧事業計画

第5 国、県による復旧工事の代行

1 特定大規模災害等における権限代行制度

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

2 県管理道路又は市管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

国は、県管理道路又は市管理道路について、県又は市から要請があり、かつ県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県管理道路又は市管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

3 市道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関

する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

4 県管理河川又は市管理河川における権限代行制度

(1) 河川の災害復旧工事等

国は、市が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で市が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市から要請があり、かつは市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、知事又は市から要請があり、かつ県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は市に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第6 災害復興計画

1 復興計画の基本方針

自然災害の力を完全に防ぎよすることは困難であることから、「災害による被害を最小限に抑える」という観点から、「減災」の考え方を基本に災害復興まちづくりを推進していく。

2 復興計画の策定

市は、災害からの復興を支援するため、計画的かつ具体的な災害復興計画を策定する。

策定にあたっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関と調整を図り、事業を推進する。

(1) 避難所等の都市計画と連携した計画的整備

整備にあたり、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所や臨時ヘリポートなど防災上の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであることを市民に対し説明し、理解と協力を得る。

(2) ライフラインの整備等については、各事業者と調整を図りつつ進める。

3 復興事業の実施

復興事業を可能な限り迅速かつ円滑に早期に実施するため、市は、物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、職員の配備、応援及び派遣等について措置する。

第7 連携体制の強化

道路管理者及び上下水道事業管理者は、電力や通信など他のインフラ事業者と連携の上、復旧工事を行うよう努めるものとする。

第8 中長期における技術職員の派遣要請

甚大な災害が発生した場合について、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2節 財政負担に関する計画

担当部署	対策の概要
■ 経理班	☐ 財政負担に関すること
■ 防災関係機関	☐ 災害に関する予算、経理に関すること

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に要した費用は、市が負担する。

しかし、これに固執することは地方財政の混乱を招き、円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、法令の規定に基づき又は予算上の措置により、財政負担適正化のため必要の措置を講ずる。

第2 費用の負担範囲

1 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

区 分	法令の名称・関係条項
法令に特別の定めがある費用の負担	1 災害救助法 第18条
	2 水防法 第43条
	3 災害対策基本法 第94条、第95条
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第58条、第59条

2 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて市が実施した費用

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、知事の指示又は応援を受けた市町村の負担が困難、又は不適当な場合、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて、県へ負担を依頼する。

第3節 産業の振興等経済復興支援計画

担当部署	対策の概要
☒ 各部局 ☒ 防災関係機関	☐ 中小企業者等の支援、農林漁業資金融資

第1 計画の方針

被災した中小企業者等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、市は必要な措置を講じるとともに、被災地域の経済復興を図る。市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業者等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2 被災中小企業者等の支援

1 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、県及び関係機関と連携して地域経済復興支援対策本部を設置する。

2 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

3 中小企業緊急資金融資計画

(1) 金融機関の金融措置等

災害時の被災中小企業に対する融資対策は、次による。

ア 地域経済復興支援対策本部の設置

県、金融機関、信用保証協会、関係機関等と地域経済復興支援対策本部を設置して、災害融資の円滑化を図る。

イ 金融巡回相談の実施

商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を求めて金融巡回相談を行い、融資の指導あつせんを行う。

ウ 政府系統金融機関に対する災害特別融資の要請

県に対し、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中央金庫等の政府系統金融資金の災害特別あつせんを要請する。

(2) 金融機関の金融措置等

金融機関の金融措置は、次による。

ア 災害の実情に応じ、営業時間の延長及び休日臨時営業の利便を図る。

イ 預金通帳、届け出印鑑等紛失した預貯金者については、罹災証明、その他実情に即する簡易な確認方法を持って罹災者の預貯金払い戻しの利便を図る。

ウ 事情やむを得ないと思われるときは、罹災者に対して罹災者の預貯金、掛金等を担保とする貸出しに利便を図るほか、定期積立金及び相互掛金等の期限前解約の利便を図る。

エ 災害状況、応急資金の重要度を勘案して、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、融資相談所の開設等について、実情に即した措置をとるよう考慮する。

オ 災害関係貸出しの期限延長、切替え継続等についても、実情に応じて考慮する。

第3 農林漁業資金融資計画関係

被災農林漁業者及び協同組合に対しては、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、経営の維持安定を図るよう推進する。

また、農地等の災害復旧資金として土地改良（災害）資金、果樹植栽資金の活用及び被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害）資金、共同利用施設（災害）資金の積極的導入を図るとともに、農林漁業金融公庫による融通制度を活用し早期復旧を積極的に推進する。

第4節 被災者の生活支援計画

担当部署	対策の概要
■ 救助班	☐ 生活相談窓口の設置、被災者生活再建支援、災害弔慰金の支給等 ☐ 罹災者の生活相談に関すること
■ 調査班	☐ 罹災者の調査把握、税の減免措置に関すること
■ 防災班	☐ 罹災証明に関すること
■ 防災関係機関	☐ 公共職業安定所

第1 計画の方針

市は、災害発生後、被災住民が自らに適した支援制度を活用して速やかな再起が図れるよう、見守りや生活相談、職業のあっせん、租税の救済措置、災害援護資金の貸付け等を行い生活の安定の確保を図り、被災者の自立的生活再建をきめ細かく支援するため、積極的な措置を講じる。支援にあたっては、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

加えて、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう、環境の整備に努める。

第2 生活相談窓口の設置

- 1 被災者のための相談所を庁舎、若美支所・各コミュニティセンター、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応・措置を実施する。
- 2 県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかに、かつ適切に対応する。

第3 被災者生活再建支援制度

- 1 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場

合は、積極的に活用する。

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援することを目的とし、県の地域において、法の適用となる自然災害が発生した場合、県がその旨を公表し、被害世帯からの申請があったときは対象となる被災世帯への支給手続きを実施する。

市は申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携を図りながら事務を行う。

（1）適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

ア 災害救助法施行令第1条1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害

イ 全壊10世帯以上の被害が発生した市に係る自然災害

ウ 全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）であって、イまたはウの被害が発生した都道府県内の他の市町村に係る自然災害

オ 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）であって、ウ～エに隣接するものに係る自然災害

カ ア～ウの都道府県が2以上ある場合に、

- ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）に係る自然災害

- ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）に係る自然災害

（2）対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅を解体された世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状況が継続する等の事由により、居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（大規模半壊世帯：居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、住宅に居住することが困難である世帯である。）

オ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（中規模半壊世帯：居住する住家が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ、住宅に居住することが困難な世帯である。）

（３）支給金額

支援金の支給額は、以下の２つの支援金の合計額。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

資料編 １章-４節-１「被災者生活再建支援制度」

第４ 被災者の生活安定対策

１ 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、地域の被災状況、離職者の発生状況、求人求職の動向等をすみやかに把握するとともに、公共職業安定所を通じ職業あっせん措置を講じる。

２ 租税の特別措置

災害を受けた者が納付（納税）すべき国税及び地方税について、法律又は条例の規程に基づき、申告、申請、請求、届出その他書類の提出期限もしくは納付（納入）期限を延長し、又はその徴収を猶予するほか、災害の状況に応じてその税額を減免する措置を講ずる。

（１）国税関係

罹災者の国税については「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等の申請手続き」について指導する。

（２）県税関係

県税については、関係法令に基づく税の減免、徴収猶予等の申告手続きについて指導する。

（３）市税関係

市長は、関係法令に基づく税の減税、徴収猶予等について周知を図り、必要な措置を講ずると同時に特に必要があると認められるときは、議会の議決を経て特別の減免等の措置を講じる。

３ 国民健康保険税、介護保険料等の特別措置

（１）国民健康保険税の納期限の延長及び一部負担金の減免

国民健康保険の被保険者について、納期限の延長や医療費一部負担金の減免等措置が講じられる。

(2) 国民健康保険税等の納期限の延長

事業者の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料の納期限又は徴収期限が延長される。

(3) 介護保険料の納期限の延長及び減免

介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置が講じられる。

資料編 1章-4節-2「税の減免等」

4 罹災証明書の発行

市は、災害発生後、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施する。また効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

資料編 1章-4節-3「罹災証明書」

5 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費、家具什器費、教育費、住宅維持費等を支給する。

6 地震保険の活用

地震保険は、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第5 応急資金、金融対策

1 市長は、災害復旧及び関連事業の経費についてすみやかに必要な予算措置をとり、事業の円滑な実施を図る。

2 災害弔慰金等の支給

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金等を支給、又は貸付けして住民の生活の立て直しを図る。

資料編 1章-4節-4「男鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例」

3 生活確保資金

(1) 生活確保資金融資関係

災害を受けた低所得者に対する資金の融資

ア 生業資金の貸付

市は罹災した生活困窮者の再起のため、必要な事業資金その他小額融資の貸付金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(ア) 災害救助法による生業資金

(イ) 生活福祉資金の災害援護資金、母子及び寡婦福祉資金

(ウ) 国民生活金融公庫資金

a 更生資金

b 恩給担保貸付金

c 遺族国債担保貸付金

d 引き上げ者国債担保貸付金

(2) 罹災世帯に対する住宅融資関係

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を修理し、又は非住家を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

ア 生活福祉資金の災害援護資金、又は住宅資金

イ 母子及び寡婦福祉資金の住宅資金

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

資料編 1章-4節-5「災害援護資金等の貸付」

資料編 1章-4節-6「男鹿市災害危険住宅移転推進資金貸付規程」

資料編 1章-4節-7「災害危険住宅の移転助成制度」

第5節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

担当部署	対策の概要
■ 経理班	☐ 支援物資・義援金の受納及び管理に関すること
■ 防災関係機関	☐ 日赤秋田県支部及び各地区分区

第1 計画の方針

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、市はこれらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 義援金品、見舞金品の受入れ、配分

1 義援金品等の受け入れ

- (1) 義援金品の受付は日赤秋田県支部及び各地区分区において、受付方法、期間を定めて実施する。
- (2) 全国的に受付が必要であると認めるときは、日赤本社を通じて県支部に依頼する。

2 義援金品等の配分

日赤に寄託された義援金品の配分は県対策本部と協議のうえ決定する。

(1) 配分委員会

市は、義援金の受入れ団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

(2) 配分

義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、配分方法を考慮しながら配分計画を作成し、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

3 受入れ及び管理

市、日本赤十字社支部等は、送られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

担当部署	対策の概要
☒ 各部局 ☒ 防災関係機関	☐ 激甚災害の指定手続き

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、市は被害の状況をすみやかに調査・把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置をするとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう処理する。

第2 激甚災害に関する調査等

激甚災害が発生した場合は、市長（各課の報告担当者）は直ちに被災地を調査し、被災状況を知事（県の主管課）へ報告する。

第3 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、中央防災会議の意見を聞いて政令で指定する。

第4 特別財政援助の交付

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

資料編 1章-6節-1「激甚災害指定基準」

資料編 1章-6節-2「局地激甚災害指定基準」